

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

※雇用されている労働者向け

- ・ 小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者（正規雇用、非正規雇用問わず）が対象となります。
- ・ 労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に對する助成金です。
- ・ 令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇も対象となる旨が、厚労省のHPに掲載されました。4月13日（月）から順次、関連情報が公表される予定です。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000620756.pdf>

※委託を受けて個人で仕事をする人向けの支援金に関しては情報の更新はありません。

- ・ 小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の世話を含め、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援します。

雇用調整助成金 **：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図るため休業手当、教育訓練、出向に要した費用を助成**

※雇用調整助成金の特例措置を追加実施するとともに、申請書類の大幅な簡素化を行います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

←該当HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000620641.pdf>

←概要PDF

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000620643.pdf>

←簡素化PDF

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621038.pdf>

←ガイドブック

(1)緊急対応期間（令和2年4月1日～同年6月30日）の休業等の上乗せ特例

- 上記期間内において、休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を、中小企業については2/3から4/5へ、大企業については1/2から2/3へ引き上げます。さらに、事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合、（※）当該助成率を、中小企業については4/5から9/10へ、大企業については2/3から3/4へ引き上げます。
- （※）ア 1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの間に事業所労働者の解雇等をしていないこと
イ 賃金締切期間（判定基礎期間）の末日における事業所労働者数が比較期間（1月24日から判定基礎期間の末日まで）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- 教育訓練の加算額を大幅に引き上げます。
上記期間内において、教育訓練が必要な被保険者の方に対して教育訓練を実施した場合の加算額（対象被保険者1人1日当たり）を、中小企業については1,200円から2,400円へ、大企業については1,200円から1,800円に引き上げます。
- 教育訓練の範囲を大幅に拡大します。
上記期間内において、自宅でのインターネット等を用いた教育訓練もできるようにするなど教育訓練の範囲の拡大を行うとともに、教育訓練の受講日に教育訓練を受けた労働者を業務に就かせても良いこととします。
- 生産指標の要件を緩和します。
生産指標の確認は計画届の提出があった月の前月と対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、上記期間内においては、これを5%の減少とします。
- 支給限度日数にかかわらず活用できます。
上記期間内に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できることとします。
- 雇用保険の被保険者でない労働者も対象とします。
上記期間内において、雇用保険の被保険者ではない労働者も休業の対象に含めます。具体的には、週20時間未満の労働者（パート・アルバイト（学生も含む）等）などが対象となります。

助成金
について



(2)雇用調整助成金を活用しやすくするための運用面の特例

- 事後提出が可能な期間を延長します。
既に休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年5月31日までは、事後に計画届を提出することが可能となっていました。この期間を同年6月30日までに延長します。
- 短時間休業を大幅に活用しやすくします。
短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、**事業所内の部門、店舗等施設ごとの休業も対象とするなど、活用しやすくします。**
- 休業規模の要件の緩和
対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合（休業規模要件）について、中小企業は1/20以上、大企業は1/15以上としていましたが、これを中小企業は1/40以上、大企業は1/30以上に緩和します。
- 残業相殺制度を当面停止します。**
支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること（残業相殺）を当面停止します。

2. 申請書類の大幅な簡素化について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担を軽減するとともに、支給事務の迅速化を図ります。具体的には、

- ・記載事項の半減（自動計算機能付き様式の導入や残業相殺の停止等）
- ・記載事項の簡略化（休業等の実績を日ごとではなく合計日数のみで可とする）
- ・添付書類の削減
などを行います。

また、出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や、給与明細のコピー等でも良いとするなど、事業所にある既存の書類を活用して、添付書類を提出することができるようにします。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関する相談コールセンターを設置します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000620515.pdf>

「新卒者内定取消等特別相談窓口」を全国56ヵ所の新卒応援ハローワークに設置します

<https://www.mhlw.go.jp/content/11652000/000620656.pdf>

その他

